

子供の運動遊び定着のための官民連携推進事業
(都道府県体育・スポーツ協会実施)
実施要項

1. 目的

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大に備えた外出自粛により子供の運動機会が減少した。これに伴う子供の体力の低下と運動習慣の喪失は、今後の心身の成長に大きな影響を及ぼすことが予想される。

官民連携のもと、スポーツ活動の再開に向けて対応している中、全国のスポーツ少年団及び総合型地域スポーツクラブをはじめとする子供がスポーツを行う場において、感染リスクを最小限に抑えるとともに、より多くの子供たちが学校や家庭、地域において、自ら身体を動かす習慣を身に付ける機会を提供することは喫緊の課題となっている。

このような中、官民が連携して各都道府県においてアクティブ チャイルド プログラム(JSPO-ACP)を活用して、運動遊びを行う環境や日常的にスポーツを行う場を持たない子供たちが身体を動かすことの楽しさと喜びを体験する環境を整えることで、運動習慣の定着に至ることを目指す。

2. 業務委託内容

日本スポーツ協会は、都道府県体育・スポーツ協会に対し、子供(主に小学生)を対象としたJSPO-ACPをメインに取り入れた以下の(1)~(4)の内容を業務委託する。都道府県体育・スポーツ協会は、以下の(1)~(4)の内容の全てを実施する。

(1) 会議体(推進プロジェクト)の設置

各都道府県の実情に合わせ、自治体、スポーツ関連団体、民間企業等の有識者による会議体(推進プロジェクト)を設置し、持続可能な子供の運動習慣の定着に資する取組を推進する。

<推進プロジェクトでの検討事項>

- ① 「(2)イベント・教室の実施」から「(4) 運動・スポーツの継続への取組」の取組内容について
- ② 民間企業、自治体等との連携について
- ③ 都道府県内における広報、PRについて
- ④ 令和4年度以降の持続可能な枠組みや事業展開について
- ⑤ その他、必要な事項

<推進プロジェクトの構成>

- ・ スポーツ少年団関係者:1名
- ・ JSPO-ACP 指導者(「5.実施方法」で示す条件を満たした指導者):1名
- ・ 大学教員または研究者(「(3)効果検証の実施」の担当者):1名

上記についてはそれぞれ必置とし、そのほか、以下の有識者をメンバーとすることが望ましい。

- ・ 都道府県または市区町村におけるスポーツ関係部局、教育関係部局もしくは児童福祉関係部局の行政担当者
- ・ スポーツ団体関係者
- ・ 民間企業または民間企業関連団体関係者
- ・ 大学関係者
- ・ 高等学校、中学校または小学校の学校や幼稚園の関係者
- ・ スポーツドクター、アスレティックトレーナー

(2) イベント・教室の実施

子供の運動習慣の定着を意図した継続的なイベント・教室を実施する。

(3) JSPO-ACP 実践に係る効果検証の実施

日常生活における運動習慣定着に至るまでの身体活動量(運動・生活習慣)や心理社会面等の子供の心身に及ぼす影響について、(2)のイベント等を通じて効果検証のもととなるデータの収集・集計・分析を行う。

※小学生は必ず実施すること。

(4) 運動・スポーツの継続への取組

スポーツ少年団などにおける幼児(3~6歳)または小学生の運動・スポーツの継続を促進・定着させること(団員加入等)につながる取組を含めること。

3. 業務委託先

都道府県体育・スポーツ協会

4. 業務委託期間

令和3年5月10日(月)~令和3年12月31日(金)

5. 実施方法

業務委託を受けた都道府県体育・スポーツ協会は、自治体等と連携のもと、市区町村スポーツ少年団、都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会や大学等と協力の上、イベントや教室を開催する。なお、推進プロジェクトのメンバーとして必置となる JSPO-ACP 指導者の条件は、以下(1)~(5)のいずれかに該当する者とする。((1)~(4)に該当する者が望ましい。)

(1) JSPO 公認ジュニアスポーツ指導員(2019年度以降の講習会を受講して取得した者)

(2) JSPO-ACP 講師講習会修了者(及び幼児期からの ACP 講師講習会修了者)

(3) JSPO-ACP 指導実践研修会修了者

(4) JSPO-ACP の実践指導経験があり、当協会が認めた者

(5) 以下の研修会等のうち2つ以上の受講実績がある者

- JSPO-ACP 研修会
- 幼児期からの ACP 普及講習会
- JSPO-ACP 都道府県普及促進研修会
- 幼児期からの ACP 都道府県普及促進研修会
- JSPO-ACP E-learning

6. 業務委託手続

(1) 業務委託を希望する都道府県体育・スポーツ協会は、令和3年5月6日(木)から9月30日(木)までに実施計画書を当協会へメール及び郵送にて提出すること。

(2) 当協会は、提出された実施計画書を当協会地域スポーツ推進部少年団課において審査し、適切であると認めた場合、都道府県体育・スポーツ協会と業務委託契約を締結する。

(3) 実施状況により、2次募集を実施する場合がある。

7. 業務委託経費

(1) 当協会は、予算の範囲内で本事業の実施に必要な経費を業務委託料として支出する。なお業務委託料は、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、雑役務費、一般管理費に支弁することができる。

(2) 都道府県体育・スポーツ協会は契約締結及び支払を行う場合には、別に定める基準に基づき、経費の効率的な使用に努めること。

(3) 都道府県体育・スポーツ協会は契約締結後、本事業の実施過程において、実施計画書について変更する必要があるときは、速やかに当協会に報告し、その指示を受けるものとする。

- (4) 都道府県体育・スポーツ協会は、業務委託料の収入及び支出に当たっては、他の経費と区分して帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、本事業を実施した翌年度から5年間保存する。本事業に対し、会計検査院による検査が実施される場合がある。
- (5) 当協会は、都道府県体育・スポーツ協会が本実施要項、業務委託契約書または経理処理要領に違反したとき、実施に当たり不正若しくは不当な行為をしたとき、または本事業の遂行が困難であると認めたときは、業務委託契約を解除し、経費の全部または一部について返還を命じることができる。

8. 業務委託料の支払

当協会は、都道府県体育・スポーツ協会からの実施計画書に基づき、都道府県体育・スポーツ協会と業務委託契約を締結し、当協会は都道府県体育・スポーツ協会へ業務委託料全額を支払う。

9. 事業完了(変更等)の報告

- (1) 都道府県体育・スポーツ協会は、本事業が完了したときは、事業完了から2か月以内または令和4年1月31日(月)のいずれか早い日までに、事業報告書を当協会にメール及び原本を郵送にて提出するものとする。変更の承認を受けたときも、同様の期日までに事業報告書を提出するものとする。
- (2) 当協会は、本事業の成果普及等のため、上記(1)で定める事業報告書のほか、本事業における取組について事例の提供や、成果の報告等を求めることができる。

10. 業務委託料の額の確定

- (1) 当協会は、上記9(1)により提出された事業報告書類について、検査及び必要に応じて現地検査を行い、その内容が適正であると認めたときは、業務委託料の額を確定し、受託都道府県体育・スポーツ協会に対して通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、本事業に要した実支出額または業務委託契約額のいずれか低い額とする。
- (3) 上記(1)の確定額が支払済額に満たない場合、都道府県体育・スポーツ協会は、確定額と支払済額の差額を当協会へ返納しなければならない。

11. その他

- (1) 当協会は、都道府県体育・スポーツ協会による本事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 当協会は、業務委託の実施に当たり、都道府県体育・スポーツ協会の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るために協力する。
- (3) 当協会は、必要に応じ、本事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 本事業の実施に伴い発生した著作権〔著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む〕については、原則として当協会に帰属させるものとする。ただし、これに拠らない場合は、別途当協会と協議すること。
- (5) 本事業の実施にあたり、新型コロナウイルス感染拡大防止対策、熱中症対策については、以下のURLを参照の上、適切に対応すること。
 - 新型コロナウイルス感染拡大対策「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」(<https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid1278.html>)
 - 熱中症対策 (<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid523.html>)

(6) イベント・教室の参加者に対し、個人情報の取得及び調査への協力について、事前に説明する必要があるため、開催要項や案内に以下の文章を記載すること。

- ◆ 参加申込にあたって収集した個人情報は参加可否(内定・決定)の通知・関連資料の送付を目的に使用します。この個人情報は、参加者の同意なしに、第三者に開示・提供することはありません(法令などにより開示を求められた場合を除く)。
- ◆ 本事業において撮影された写真等は、日本スポーツ協会や都道府県体育・スポーツ協会のホームページや各種報告資料に掲載することがあります。
- ◆ 事業実施前後に行った調査結果は、統計的に処理して回答者が特定されることのないデータとし、プライバシーや人権を侵害しない範囲で日本スポーツ協会、都道府県・体育スポーツ協会および当該の関係団体がホームページや各種報告資料に掲載することがあります。

(7) この要項に定めるもののほか、本事業の実施にあたり必要な事項については別に定める。